

県営住宅条例施行規則第43条第1項各号の適用基準

規則第43条第1項各号の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 身体障害者でその身体障害者手帳に記載されている下肢に係る障害の級別が1級から4級までのもの又はこれと同程度の障害があると認められる者（次号において「歩行困難者」という。）が自動車を所有し、自ら運転する場合（第1号）

これと同程度の障害があると認められる者とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医師が下肢障害1級から4級までの者と同程度の障害があると認めた者。
- (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けており、次の一に該当する程度の障害を有する者。

身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表中

ア 肢体不自由について

(ア) 体幹 1級から3級まで

(イ) 移動機能 1級から3級まで

イ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 1級から3級まで

- (3) 知的障害児者で次の一に該当する者。

ア 知的障害児者で療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に障害の程度がA1又はA2、Aその他障害の程度が重度である旨の表示を受け、常時看護が必要としている者。

イ 現に療育手帳の交付を受けていない知的障害児者であっても、療育手帳の交付を受けるとした場合にはその障害の程度がAに該当する者として児童相談所、障害者更正相談所等の発行する証明書の交付を受け、常時看護を必要としている者。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級である者。

- 2 歩行困難者と生計を一にするものが専ら当該歩行困難者のために自動車を所有し、当該歩行困難者のために運転する場合（第2号）

(1) 生計を一にするとは、日常生活の資を共通にしているものをいい、通常は同居を常況とするものであるが、勤務、就学、療養等のために別居している場合であっても、勤務、就学等の余暇には起居を共にすることを常例とし、かつ、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合は、生計を一にするものとする。

(2) 専ら当該歩行困難者のために自動車を所有し、当該歩行困難者のために運転する場合とは、通院、通所、通学又は生業のために自動車が歩行困難者の日常生活の足代わりとして欠くことができず、もし歩行困難者がいないと仮定した場合には、所有の必要がないと認められる場合とする。

3 前2号と同等の事由が認められる場合（第3号）

前2号と同等の事由が認められる場合とは、歩行困難者が自動車を所有し、当該歩行困難者と生計を一にする者が専ら当該歩行困難者のために運転する場合又は歩行困難者と生計を一にする者が専ら当該歩行困難者のために自動車を所有し、当該歩行困難者が運転する場合とする。

附 則

この基準は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。